

平成八年十一月十七日 参議院会議録第六号 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案外二件

1

委員会の設置による執行体制の強化、信用事業の健全性の確保を図るための監査体制の充実等の措置を講ずるとともに、農業協同組合の合併経営計画の提出期限の延長、農林中央金庫の貸付対象者の拡大、農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務の追加等、所要の措置を講じようとするものであります。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。
次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律
案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

午後四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

したが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

同類を終了し、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案につきまして採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議を行いま
た。

○議長(東野十朗君) これより採決をいたします。
まず、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。本件の合併等に関する法律案の採決をいたしまして、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本案は全会一致をもつて可決されました。	了承	本案は可決されました。	了承
いたします。	了承	成の諸君の起立を求める	了承
本案は可決されました。	了承	れて散会いたします。	了承
四時四十二分散会	了承	左のとおり。	了承
議長	斎藤十朗君	副議長	斎藤十朗君
渡辺孝男君	魚住裕一郎君	松尾官平君	魚住裕一郎君
末広眞樹子君	田村公平君	大森礼子君	田村公平君
山崎力君	江本益田君	山本保君	江本益田君
和田潤一君	高野加藤君	福本孟紀君	高野加藤君
椎名素夫君	常田洋介君	椎名博修君	常田洋介君
西川玲子君	戸田修一君	西川玲子君	戸田修一君
市川正孝君	菅原健二君	市川正孝君	菅原健二君
阿曾田一朗君	高野秀夫君	高野秀夫君	高野秀夫君
小山峰男君	吉田貞夫君	水島高橋君	吉田貞夫君
小林順子君	寺崎昭久君	金田高橋君	寺崎昭久君
山下清寛君	田村清久君	平野亀谷君	田村清久君
小林元君	吉田昭久君	水島高橋君	吉田昭久君
荒木正行君	寺崎昭久君	小山孝雄君	寺崎昭久君
市川正良君	吉田昭久君	高橋勝年君	吉田昭久君
釣宮節子君	吉田昭久君	高橋裕君	吉田昭久君
寺澤信也君	吉田昭久君	平田令則君	吉田昭久君
廣中若勇君	吉田昭久君	山口哲夫君	吉田昭久君
和歌子君	吉田昭久君	栗原洋君	吉田昭久君
猪熊重二君	吉田昭久君	芦尾長司君	吉田昭久君
星野重二君	吉田昭久君	大野つや子君	吉田昭久君
泉寺澤	吉田昭久君	山口洋君	吉田昭久君
牛嶋正昭君	吉田昭久君	木暮順郎君	吉田昭久君
白浜正良君	吉田昭久君	及川山人君	吉田昭久君
勝木正君	吉田昭久君	水野永門君	吉田昭久君
牛嶋直嶋君	吉田昭久君	片上公人君	吉田昭久君
武田正行君	吉田昭久君	石井茂門君	吉田昭久君
横尾正君	吉田昭久君	水野誠一君	吉田昭久君
浜四津敏子君	吉田昭久君	水野誠一君	吉田昭久君
都築讓君	吉田昭久君	矢田部理君	吉田昭久君
戸田邦司君	吉田昭久君	奥村展三君	吉田昭久君
菅原義孝君	吉田昭久君	岩永浩美君	吉田昭久君
高野享詳君	吉田昭久君	長谷川道郎君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	北岡秀一君	吉田昭久君
和伸君	吉田昭久君	金本政二君	吉田昭久君
美栄君	吉田昭久君	今泉昭君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	鎌本邦茂君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	鎌本景山俊太郎君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	北澤俊美君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	長谷川清君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	鴻池祥肇君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	永田要人君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	木庭健太郎君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	松浦孝治君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	林田永良雄君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	林田寛子君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	大久保直彦君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	林田悠紀夫君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	依田智治君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	三浦省吾君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	保坂智治君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	溝手恭久君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	加藤三藏君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	尾辻秀久君	吉田昭久君
邦司君	吉田昭久君	松谷蒼一郎君	吉田昭久君

南野知厚子君	佐藤前雄君	鹿熊安正君
陣内孝雄君	須藤良太郎君	石川弘君
中曾根弘文君	清水嘉与子君	斎藤吉川
宮崎竹山	下福葉耕吉君	片山虎之助君
坂野裕君	秀樹君	光弘君
沓掛哲男君	重信君	芳男君
高木正明君	浩君	幹雄君
大木坂野	武見重信君	青木久世
大脇井上	笠原橋本	上杉公義君
佐々木	佐々木清君	村上寛之君
谷本海老原	谷本潤一君	井上遠藤要君
阿部真人君	雅子君	村上正邦君
鈴木潤三君	聖子君	井上吉夫君
成瀬浩君	潤三君	岩崎純三君
測上魏君	雅子君	太田豊秋君
前川聖人君	守重君	中中原寬徳君
小野忠夫君	泰三君	谷川基君
木宮和彦君	守重君	薬科澄子君
守住有信君	一宇君	横崎秀善君
鈴木和彦君	泰三君	岩井泰昌君
功君弘美君	和彦君	中原千葉達雄君
孝君弘君	和彦君	大島慶久君
和美君	和彦君	志村英典君
和彦君	和彦君	志村真島景子君
和彦君	和彦君	志村浦田大島
和彦君	和彦君	三重野采子君
和彦君	和彦君	志村勝君
和彦君	和彦君	志村哲良君
和彦君	和彦君	志村賢二君
和彦君	和彦君	志村連郎君
和彦君	和彦君	石井均君
和彦君	和彦君	石井道子君

る認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、國の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(国)の責務

第二条 国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

(人権擁護推進審議会の設置)

第三条 法務省に、人権擁護推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。(人権擁護推進審議会の組織等)

第四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。2 委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

5 会長は、「会務を総理」、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要

があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
8 前各項に定めるもののほか、審議会に関必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失效)

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

審議会報告書

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十一月十七日

農林水産委員長 真島 一男
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応し、農協系信託事業の効率化及び健全な運営の確保を図るために、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

合員の負託にこたえるとともに、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、最近における我が国農業及び農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く厳しい状況の中、農協系統が組合員の多様化・高度化するニーズに的確にこたえるとともに、系統信用事業に対する国民の信頼を回復し、金融システムの安定を図るために、農協系統の事業・組織の見直しと改革が現下の最重要課題となつてゐる。

よつて政府は、両法の施行に当たつては、今後の金融改革の動向等を考慮しつつ、次の事項の実現に努め、組合員はもとより国民の目に見える形での早急かつ着実な改革の促進に万全を期すべきである。

一 農協系統の事業・組織の改革の推進・実行に当たつては、経営の合理化、効率化等によるメリットを組合員や地域社会に最大限に還元するという改革の趣旨を徹底するとともに、農協活動の原点である貢献支援事業の充実や高齢者福祉事業など地域社会のニーズに即した事業への取組を強化すること。

二 農協の広域合併を推進するに当たつては、合併後の経営展望を明示すること等により、組合員を初めてとする関係者の理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、組織一段階を推進するに当たつては、地域の実情等に配慮しつつ、組織の自主的な協議、合意形成が円滑に進められるよう環境整備に努めること。

三 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合に際しては、系統信用事業全体の効率的かつ健全な発展を阻害することのないよう不良債権の処理等を徹底するとともに、要員の待遇や再配置等にも十分配慮すること。

四 新たに経営管理委員会制度を導入するに当たつては、その趣旨を役職員・組合員に周知徹底し、これが選択肢として導入されるよう環境整備に努めること。

あわせて、常勤役員等の兼職・兼業の制限の的確な実施、学識経験者等の理事への積極的登用等により、責任ある業務執行体制の確立が図られるよう十分指導すること。

五 員外監事・常勤監事の必置等により、監査体制の強化が図られるよう十分指導することともに、中央会による監査が、中央会に置かれる公認会計士の積極的活用により、他の金融業態と同等の監査となるよう指導すること。また、行政検査等の充実と併せて、監査の実効性が確保されるよう努めること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

七 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

六 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

七 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

六 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

七 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

六 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

八 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成八年十一月十三日

参議院議長 伊藤宗一郎

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併(第三条・第十七条)

第三章 事業譲渡(第十八条・第二十四条)

第四章 雜則(第二十一条第一項)

附則

第一章 総則

(目的) この法律は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等による農業の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

第一条 この法律は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けることにより、農業者の協同組織を基盤とする系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「信用農業協同組合連合会」とは、農業協同組合法(昭和二十一年法律五百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会をいう。

この法律において「事業譲渡」とは、信用農業協同組合連合会がその信用事業(これら

の事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。(以下同じ)

この法律において「農林中央金庫」とは、農業の全部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部を農林中央金庫が譲り受けることをい

第二章 合併

(合併)

第三条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

(合併契約書の承認)

第四条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

下「合併決議」という。)については、総出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平

成五年法律第四十四号)に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

3 農林中央金庫は、合併決議を総代会で行うことができる。この場合には、総代の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数によ

る議決を必要とする。

4 信用農業協同組合連合会における合併決議に

ついては、農業協同組合法第四十六条の規定を準用する。

(総会招集の手続)

第五条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会が合併決議を行う場合には、前条第一項の総会(同条第二項の総代会を含む。以下「合併総会」という。)の招集は、合併総会の日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(農林中央金庫の総代会における合併決議の通知)

第六条 農林中央金庫は、総代会において合併決議をしたときは、当該決議の日から十日以内に、出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する)に当該決議の内容を通知しなければならない。

(合併)

第七条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併決議の日から一週間以内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林中央金庫の債権者、預金者は貯金者、定期積金の積金者その他法令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

(合併に反対する出資者の持分払戻請求権)

2 出資者が総出資者の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しないければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の合併決議の日から一月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から一週間以内に理事長が正

い。

4 第一項の通知に係る事項についての前一項の規定により脱退する場合には、同条第一項の総会の承認の決議については、第四条第一項の規定を準用する。

5 第一項又は第三項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の合併決議は、その効力を失ふ。

(債権者の異議)

第六条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併決議の日から十日以内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林中央金庫の債権者、預金者は貯金者、定期積金の積金者その他法令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

(合併の認可)

第七条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 合併が農業者の協同組織を基盤とする系統

団体による金融業務の効率化及び健全な發展に資するものであること。

2 合併を行ふ信用農業協同組合連合会の地区

内における農業者その他の信用事業の利用者

の便益に支障を生じないこと。

3 主務大臣は、その必要の限度において、第一

項の認可に条件を付することができる。

(合併の登記)

第八条 農林中央金庫の出資者で、合併総会に先立つて農林中央金庫に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものは、合併決議の日から一十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に農林中央金庫を脱退することができる。

2 農林中央金庫の出資者は、前項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求するこ

とができる。

3 前項の持分は、合併の日における農林中央金庫の財産によってこれを定める。

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

第九条 信用農業協同組合連合会の会員で、合併総会に先立つて当該信用農業協同組合連合会に對し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものが(第三項の規定に該当するものを除く。)は、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信用農業協同組合連合会を脱退するこ

官報 (号外)

会とが合併を行うときは、農林中央金庫については変更の登記を、当該信用農業協同組合連合会については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。(合併の効力発生及び効果)

第十二条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併は、農林中央金庫が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 農林中央金庫は、合併する信用農業協同組合連合会の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十三条 信用農業協同組合連合会と合併した農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、合併の日において当該信用農業協同組合連合会の会員に対し、貸付け又は手形の割引を行うことができる。

2 前項に規定するもののはか、農林中央金庫は、農林中央金庫法その他の農林中央金庫の業務に關する法令により行うことができない業務に屬する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

3 第一項の信用農業協同組合連合会が信託業務を営んでいる場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

4 農林中央金庫は、第二項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする。

る計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期間が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

(農林中央金庫の持分取得の特例)

第十四条 農林中央金庫は、その出資者たる信用農業協同組合連合会と合併したときは、農林中央金庫法第八条において準用する産業組合法

(明治三十三年法律第三十四号)第四十八条の規定にかかわらず、当該出資者の持分を取得することができる。

2 農林中央金庫が前項の規定によってその出資者の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(準備金の積立て)

第十五条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第二十三条ノ二の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(商法等の準用)

第十六条 商法(明治二十一年法律第四十八号)第四百八条ノ二の規定は、合併を行つ農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会について準用する。

2 商法第四百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百六条から第一百十一条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百三十五条ノ八の規定

は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併について準用する。

(信用農業協同組合連合会の合併に関する適用法規の原則)

第十七条 この法律に定めるものを除くほか、信用農業協同組合連合会の合併に関する事項については、農業協同組合法に定める合併の場合の例による。

第二章 事業譲渡

第十八条 信用農業協同組合連合会は、信用事業の全部を農林中央金庫に譲り渡すことができる。

2 農林中央金庫は、信用農業協同組合連合会から信用事業の全部を譲り受けることができる。

(事業譲渡契約書の承認)

第十九条 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行には、事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

(農業協同組合法の適用除外)

第二十条 農業協同組合法の適用除外

2 前項の承認の決議については、第四条第二項から第四項まで、第五条及び第六条の規定を準用する。

(合併に関する規定の準用)

第二十一条 第七条、第八条、第九条第一項及び第二項、第十条及び第十三条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十三条第一項中「と合併した」とあるのは、「から信用事業の全部を譲り受けた」と読み替えるものとする。

(事業譲渡の公告)

第二十二条 信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行ったときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、

農業協同組合連合会の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

(解散又は定期の変更)

第二十二条 信用農業協同組合連合会は、事業譲渡を行ったときは、運営なく、解散し、又は信用事業を廃止するため必要な定期の変更をしなければならない。

(商法の準用)

第二十三条 商法第四百八条ノ二の規定は、事業譲渡を行つ農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会について準用する。

2 商法第三百八十条の規定は、事業譲渡について準用する。

(農業協同組合法の適用除外)

第二十四条 農業協同組合法第五十条の二の規定は、この章に規定する事業譲渡には、適用しない。

(農業協同組合法の適用除外)

第二十五条 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十条第一項(第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けた合併又は事業譲渡を行つたときは、運営なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認可を受けた合併等の実行の届出及び認可の失効)

第二十六条 農業協同組合法の規定は、

第十一条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併又は事業譲渡を行わないと、その旨を主務大臣に届け出なければならないときは、その認可是、効力を失つ。

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が第十一条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併又は事業譲渡を行わないと、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、やむを得ない理由がある場合は、適用しない。

(主務大臣)

第二十七条 第四条第一項の合併契約書又は第十九条第一項の事業譲渡契約書に記載すべき事項

その他この法律の実施に関し必要な事項は、政

令で定める。

(罰則)

第二十八条 農林中央金庫の役員若しくは清算人は、次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項(第十九条第一項において準用する場合を含む)、第七条第一項(第二十一条において準用する場合を含む)又は第二十一条第一項の規定に違反して公告、通知若しくは催告をすることが不正の公

告、通知若しくは催告をしたとき。

二 第六条第二項又は第三項(これらの規定を

第十九条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

三 第七条第四項(第二十一条において準用する場合を含む)の規定に違反して合併又は事業譲渡を行ったとき。

四 第十条第三項(第二十一条において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

五 第十一条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

六 第十五条の規定に違反したとき。

七 第十六条第一項又は第二十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ一の規定に違反して貸借対照表を備えて置かず、正当な理由がないのにその貸借対照表の閲覧を拒み、又はその原本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第二十二条又は第二十五条第一項の規定に違反したとき。

(附 则)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から平成九年三月三

十一日までの間ににおける第十五条の規定の適用については、同条中「第二十三条ノ一」とあるのは、「第二十三条」とする。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第八条中「第一項第四号」を「第一項第三号及第四号」に改め、「損失処理案」のトド「トシ同法第三十八条ノ一第二項及第六十二条第二項中解散及合併トアルハ解散トシ同法第六十五条中解散又ハ合併トアルハ解散」を加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中(明治三十一年法律第十四号)を削り、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商法第一百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百八条並びに第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十一条ノ八(債務の負担部の決定)の規定は、農林中央金庫の優先出資者の合併の無効の訴えについて準用する。

第三十二条第一項中「又は」の下に「農林中央金庫若しくは」を加える。

(金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第五条 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(平成八年法律第九十四条)の一部を次のように改正する。

第十条のうち農林中央金庫法第八条の改正規定中「損失処理案」を「商法特例法」を「損失処理案トシ同法第三十八条ノ一第二項」を「同法第三十八条ノ一第二項」に、「又ハ合併トアルハ解散」を「又ハ合併トアルハ解散トシ商法特例法」に改める。

第十二条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十一条の改正規定を次のように改める。

2 第二十一条第一項を次のように改める。

第一商法第百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百八条並びに第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部の決定)の規定は、農林中央金庫の優先出資者の当該各号に定める訴えについて準用する。

二 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存在又は無効確認の訴え)

金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農協系統の健全な発展を図るために、農業協同組合の設立による執行体制の強化、信用事業の健全性の確保を図るために監査体制の充実等の措置を講じようとするものに、農業協同組合の合併経営計画の提出期限の延長、農林中央金庫の貸付対象者の拡大、農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務の追加等所要の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。なお別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

農業協同組合は、農業者の協同組織として、組合員の負託にこたえるとともに、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、最近における我が国農業及び農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く厳しい状況の中で、農協系統が組合員の多様化、組織の見直しと改革が現下の最重要課題となつてゐる。

よつて政府は、両法の施行に当たつては、今後の金融改革の動向等を考慮しつつ、次の事項の実現に努め、組合員はもとより国民の目に見える形での早急かつ着実な改革の促進に万全の努力をすべきである。

農協系統の事業・組織の改革の推進・実行に

当たつては、経営の合理化、効率化等によるメリットを組合員や地域社会に最大限に還元する

という改革の趣旨を徹底するとともに、農協活動の原点である官農支援事業の充実や高齢者扶助組を強化すること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の農業及び

審査報告書

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成八年十一月十七日

農林水産委員長 真島 一男

要領書

参議院議長 斎藤 十朗殿

農協の広域合併を推進するに当たっては、合併後の経営展望を明示すること等により、組合員を初めとする関係者の理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、組織一段階を推進するに当たっては、地域の実情等に配慮しつつ、組織の自主的な協議、合意形成が円滑に進められるよう環境整備に努めること。

三 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合に際しては、系統信用事業全体の効率的かつ健全な発展を阻害することのないよう不良債権の処理等を徹底するとともに、要員の処遇や再配置等にも十分配慮すること。

四 新たに經營管理委員会制度を導入するに当たっては、その趣旨を役職員・組合員に周知徹底し、これが選択肢として導入されるよう環境整備に努めること。

あわせて、常勤役員等の兼職・兼業の制限の的確な実施、学識経験者等の理事への積極的登用等により、責任ある業務執行体制の確立が図られるよう十分指導すること。

五 員外監事・常勤監事の必置等により、監査体制の強化が図られるよう十分指導するとともに、中央会による監査が、中央会に置かれる公認会計士の積極的活用により、他の金融機関と同等の監査となるよう指導すること。また、行政検査等の充実と併せて、監査の実効性が確保されるよう努めること。

六 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

七 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

右決議する。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年十一月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二十一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第十三項第一号中「で政令で定めるもの」を削り、同条第二十五項中「同項及び」を「同項、第一項及び」に改め、同条第十六項中「同項及び」を「同項、第二項及び」に、「外」を「ほか」に改める。

第十二条の二中「どうか」の下に「、剰余金の処分の方法が適當であるかどうか」を加える。

第三十条第十項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二中「どうか」の下に「、剰余金の処分の方法が適當であるかどうか」を加える。

理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

經營管理委員は、理事、監事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

第三十二条中「理事会」の下に「(第三十条の二)第二項の組合にあつては、經營管理委員会が決定するところに従い」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

經營管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

理事会は、必要があるときは、經營管理委員会を招集することができる。

前項の規定による招集については、商法第二百五十九条ノ一の規定を準用する。

經營管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

經營管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

第三十二条第一項中「及び総会」を「並びに総会及び經營管理委員会」に改め、同条第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

第三十二条の二(第三項)の組合にあつては、組合員(准組合員を除く)は、組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から理事の解任を請求することができる。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 理事、經營管理委員及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで

平成八年十一月十七日 参議院会議録第六号 農業協同組合法等の一部を改正する法律案

第三条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

する。

ル地域ニ於テ事業ヲ営ム者(前二号ニ掲タル者ヲ除ク)ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受
ル者又ハ手形ノ割引ヲ為スコト
貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト
四 非居住者(第一号及第一号ニ掲グル者)

第九条の三中「第八条第一号」を「第八条第二号」に改める。

務を加える。
第六十六条第一項中「(その所屬団体たる第一
条第二項第一号に掲げる者を含む。以下同
じ。)」を及び次に掲げる者(以下「農林中央金庫
等」という。)に、「農林中央金庫が」を「農林中
央金庫等が」に、「農林中央金庫との」を「農林中
央金庫等との」に改め、同項に次の各号を加え
る。

第十条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資(第十三条の一第一項の回転出資金を除く。次項において同じ。)の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

に改め、同条第一項中「ノ」を削る。

第十一条中「及び同号口に掲げる資金に係る債務の保証」の下に「並びに同条第一号に掲げる債務の保証」を加え、「並びに同条第一号」を「並びに同条第三号」に改め、「同号口に掲げる資金に係る債務の保証」の下に「及び同条第一号に掲げる債務の保証」を加え、「及び同条第一号」を「並びに同条第三号」に改める。

用基金との間に保険關係が成立するに當り、必要かつ適当なものとして主務大臣が指定

を含む。以下同じ。) を加える。

第二条第一項第一号に掲げる農業協同組合連合会

第三回 挑むに付託する事に公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受け

「中央金庫」を「農林中央金庫等」に改める。

第一二号・第八卷第十二号・第八卷第十二号

(農林漁業信用基金法の一部改正)

(代理)の選任
第三十六条の二 理事は、基金協会の職員の、

「第一七条第一項第二号中「保証債務」の下に及び同法第八条第二号に掲げる保証債務」を

裁判上又は裁判外の行為を至る権限を有する代理人を選任することができる。

中「第八条第二号」を「第八条第三号」に改める。
（農業委員会等に関する法律の一都改正）

は第八条第一号に掲げる債務の保証（一の保）に係る保証の金額が政令で定める額以上のも

年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

同組合の負担する同号の保証債務(以下単に「債務」と記す。)を加え、同条第二項中「債務」という。)を加え、同条第二項中「債務」という。)

合法(昭和二十一年法律第二百三十一号)第三十
二頁)並請參照該業協同組

の保証(一)の保証に係る保証の金額が同項の
令で定める額未満のものに限る。)を、「借入人

二三九

三 所属団体ヲ補完シテ貸付ヲ為スコトガ遺切ト認メラルモノトシテ命令ヲ以テ定ム

業を併せ行う農業協同組合への預金の方法」を削る。

第六十一条中「借入金等」の下に「及び保証債務」を加える。

**第四十一条第一項中「左記」を「次記」に改め
回復第四項中「開業」の「ト」に「(開業協同組合法**

官 報 (号外)

平成八年十二月十七日 参議院会議録第六号

明治三十五年三月三十日

発行所	〒105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
配本体送	一〇〇三四